

見附市上下水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年8月3日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第6号

見附市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局会計規程（平成26年見附市ガス上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定納付受託者による納付）

第20条の2 管理者は、収入を納付しようとする者から指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に収入を納付させることの申出があったときは、当該収入を指定納付受託者に納付させることができる。

2 管理者は、指定納付受託者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- （1） 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
- （2） 指定納付受託者の指定をした日
- （3） 指定納付受託者が納入事務を行う収入等の種類
- （4） 指定納付受託者が収入等を納付する期間
- （5） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 管理者は、指定納付受託者がその名称、住所又は事務所の所在地の変更を届け出た場合及び指定納付受託者の指定を取り消した場合は、その旨を告示しなければならない。

第21条中「方法」の次に「及び指定納付受託者」を加える。

第28条第2項第1号中「第9条」を「第9号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。